

電子帳簿保存法第 10 条

「電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存」に関する解説

電子取引データの保存の考え方

第 2 版

平成 28 年 10 月 5 日



公益社団法人日本文書情報マネジメント協会

法務委員会

はじめに

この解説は、国税関係書類等の電子化取扱いガイドライン（案）（H25年10月4日改定）の補足解説として作成しました。

電子帳簿保存法（以下、電帳法）の電子取引に係る電磁的記録の保存義務に関する規程の本解説は、上記のガイドラインでは対象とはなっていませんでした。そこで、本解説は、皆様が電子取引（電帳法第10条）を正しく理解し、電子取引に係る電磁的記録の保存が法令に則して正しくできることの一助となるべく作成しました。

目次

1. 解説書発行の目的
2. 本解説書における用語の定義
3. 電帳法の概要と電子取引の取引情報に関わる電磁的記録の保存について
4. 電帳法第10条（電子取引）の保存対象と範囲について
5. 電帳法第10条（電子取引）の保存要件
6. 参考情報

1. 解説書発行の目的

平成 10 年 7 月に施行された電帳法は、本来紙で保存すべき国税関係帳簿書類を、一定の要件の下、所轄税務署長等の事前承認を得ることを前提に電磁的記録による保存を容認したほか、電子取引により取引情報を授受した場合のデータ保存を義務付ける規定に盛り込みました。

電帳法第 10 条では「所得税（源泉徴収に係る所得税を除く。）及び法人税に係る保存義務者は、電子取引を行った場合には、財務省令で定めるところにより、当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存しなければならない。」と規定されています。しかしながら、本条文が必ずしも正しく周知されていないのが実情で、メールや Web などインターネットなどを利用した電子取引において、本条文を正しく理解し、法令通り電磁的記録を適正に保存している企業はまだ多くないようです。

そこで、この解説書では、電帳法で規定されている電子取引の取引情報に係る電磁的記録の正しい保存の仕方の理解を目的として、法律・施行規則・取扱通達、電子取引の運用事例を踏まえた内容を加味して解説しました。

なお、電子契約については、「電子契約活用ガイド Ver. 1（JIIMA 電子契約委員会発行）」に記載されているため、本解説書の対象外とします。

また、税法の要件対応だけでなく、電子化文書の法的証拠能力についても抑えておく必要があります。電子化文書の法的証拠能力については、「JIIMA 電子化文書取扱ガイドライン ～電子化文書の法的証拠能力の考え方について～（JIIMA 法務委員会発行）」をあわせてご一読ください。

■電子契約活用ガイド Ver. 1

http://www.jiima.or.jp/pdf/denshikeiyaku_guideline_20160210.pdf

■JIIMA 電子化文書取扱ガイドライン ～電子化文書の法的証拠能力の考え方について～

http://www.jiima.or.jp/pdf/denshika_guideline_digest.pdf

2. 本解説書においての用語の定義

A	電帳法	「電子帳簿保存法(電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律)」の略称。 平成 10 年 3 月 31 日法律第 25 号 改正、平成 19 年 3 月 30 日号外法律第 6 号
B	施行規則	「電帳法施行規則」をいう。 平成 10 年 3 月 31 日大蔵省令第 43 号 改正、平成 27 年 3 月 31 日号外財務省令第 36 号
C	取扱通達	「電帳法取扱通達」をいう。 電帳法について、より具体的に取扱いを別紙に定めたものとなります。 平成 10 年 5 月 28 日付課法 5-4 ほか 6 課共同 改正、平成 17 年 2 月 28 日課総 4-5 他 改正、平成 27 年 7 月 3 日付課総 9-8 ほか 8 課共同
D	電子取引	電帳法第 2 条第 6 号から 取引情報の授受を電磁的方式により行う取引をいう。
E	取引情報	電帳法第 2 条第 6 号から 取引に関して受領し、又は交付する注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類に通常記載される事項をいう。
F	電磁的記録	電帳法第 2 条第 3 号から 電子的方式、磁氣的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
G	e-文書通則法	民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律。
H	e-文書整備法	民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律。
I	e-文書法	e-文書通則法と e-文書整備法の総称。
J	創業・IT 等ワーキング・グループ	規制改革会議の中で IT による経営効率化に関する規制緩和について調査・審議するワーキング・グループ。

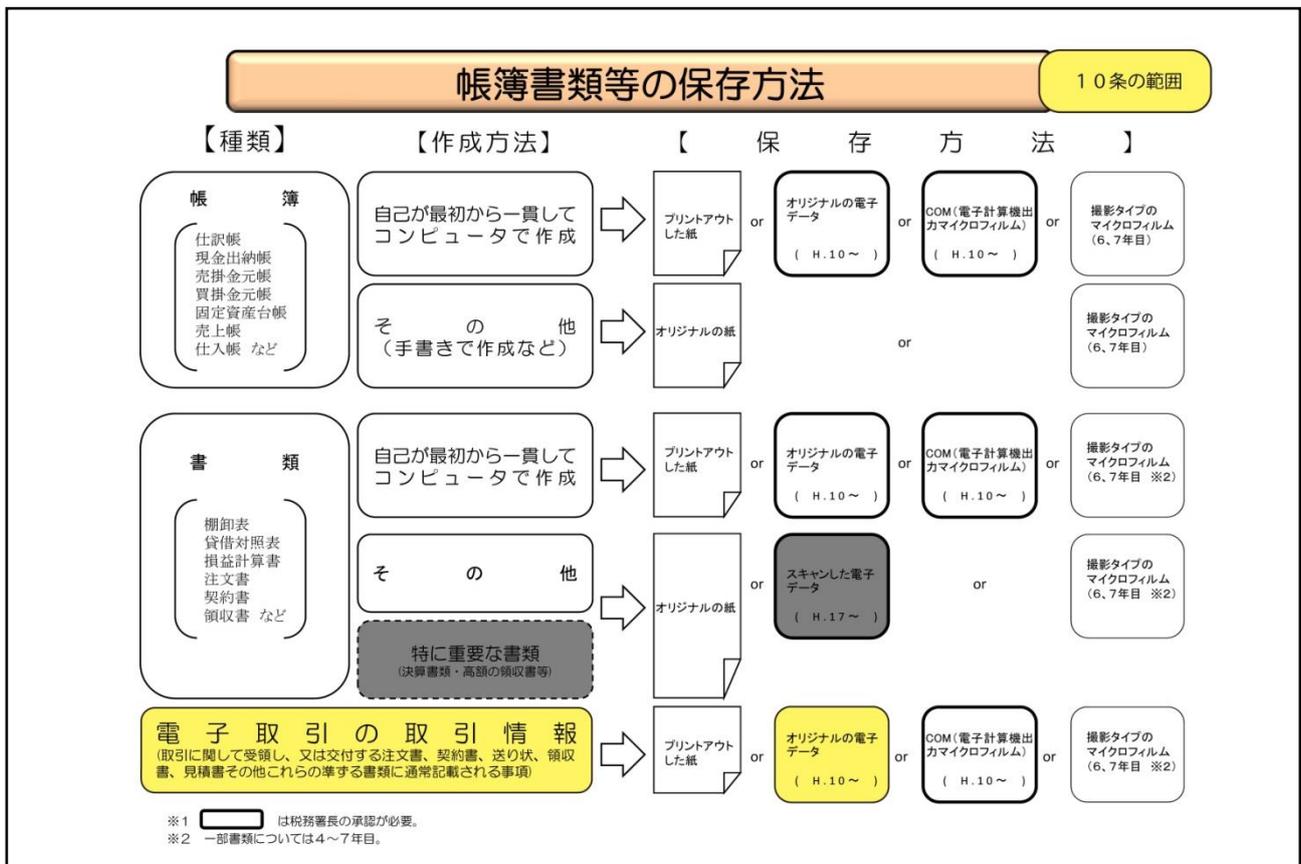
3. 電帳法の概要と電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存について

電帳法は、同法第1条（趣旨）に規定されている通り、納税者の国税関連帳簿書類の保存方法についての特例を定めた法律です。

電帳法は、法人税法や所得税法、消費税法などの税法の定めにより、紙保存が原則となる国税関係帳簿書類を、一定の要件を満たす事により、電磁的記録やCOMによる保存を容認し、第4条で国税関係帳簿書類を電磁的記録の保存等について規定しています。一方、電帳法第10条は帳簿書類の保存方法の特例の規定ではなく、電帳法施行前には保存義務がなかった電子取引に係る電磁的記録を保存しなければならないとした新たに追加された規定です。

電帳法第10条で規定されている電子取引は、電子取引を次のように定義しています。「取引情報（取引に関して受領し、又は交付する注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類に通常記載される事項をいう。以下同じ。）の授受を電磁的方式により行う取引をいう。」（電帳法2条6項）。

すなわち、インターネットなどを利用し取引先との間で取引情報をやり取りした場合は、すべて電帳法施行規則第8条第1項の要件に従って保存する義務が生じるということです。また、国税関係帳簿書類の電子保存については、税務署長の承認を得なければできませんが電子取引をした場合には、承認の有無に係らず保存が義務となる点で注意が必要です。



出典：平成25年10月31日第11回創業・IT等ワーキング・グループ資料2-1財務省提出資料

図1

4. 電帳法第10条（電子取引）の保存対象と範囲について

電帳法第10条（電子取引）ではその対象について下記のように定められています。

電帳法 第10条

所得税（源泉徴収に係る所得税を除く。）及び法人税に係る保存義務者は、電子取引を行った場合には、財務省令で定めるところにより、当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存しなければならない。

ただし、財務省令で定めるところにより、当該電磁的記録を出力することにより作成した書面又は電子計算機出力マイクロフィルムを保存する場合は、この限りでない。

所得税や法人税の確定申告を提出している事業者が電子取引を行った場合には、法令の要件通りに電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存しなければなりません。ただし、この電子取引に係る電磁的記録に代えて書面もしくはCOMに出力し保存することは可能です。この場合は、保存すべきこととなる場所（Q&A 問 108 参照）に保存すべきこととなる期間、検索機能を確保（Q&A 問 28 参照）して保存する必要があります。

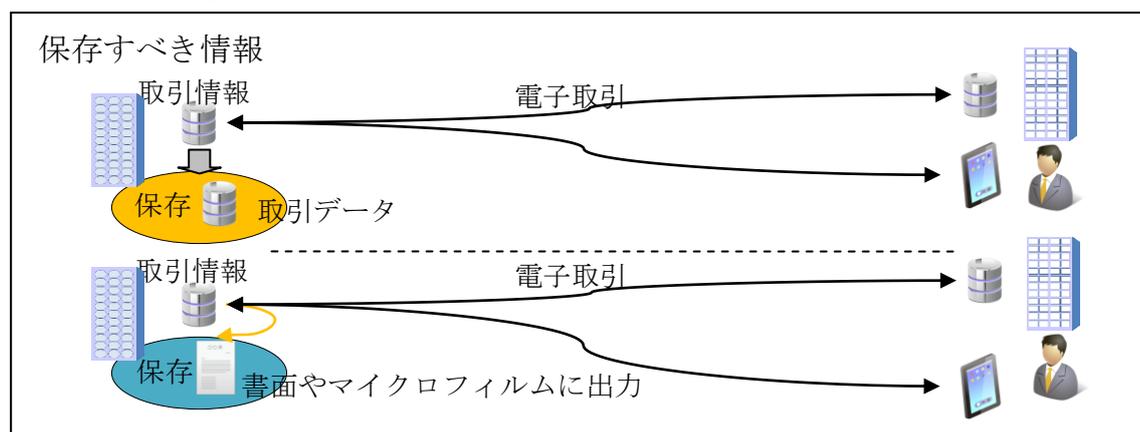


図2

さらに、電子取引の範囲については、取扱通達 2-3 に下記のように示されています。

取扱通達 法第2条

電子取引の範囲

2-3 法第2条第6号（電子取引の意義）に規定する「電子取引」には、取引情報が電磁的記録の授受によって行われる取引は通信手段を問わずすべて該当するのであるから、例えば、次のような取引も、これに含まれることに留意する。

- (1) いわゆる EDI 取引
- (2) インターネット等による取引
- (3) 電子メールにより取引情報を授受する（添付ファイルによる場合を含む。）
- (4) インターネット上にサイトを設け、当該サイトを通じて取引情報を授受する取引

電子取引は通信手段を問わず、EDI 取引、Web 画面への入力による契約の申し込みなど取引メール本文や添付ファイルによる取引情報の授受、FAX も含めた紙を伴わない取引情報の受け渡し、電子契約などが含まれます。

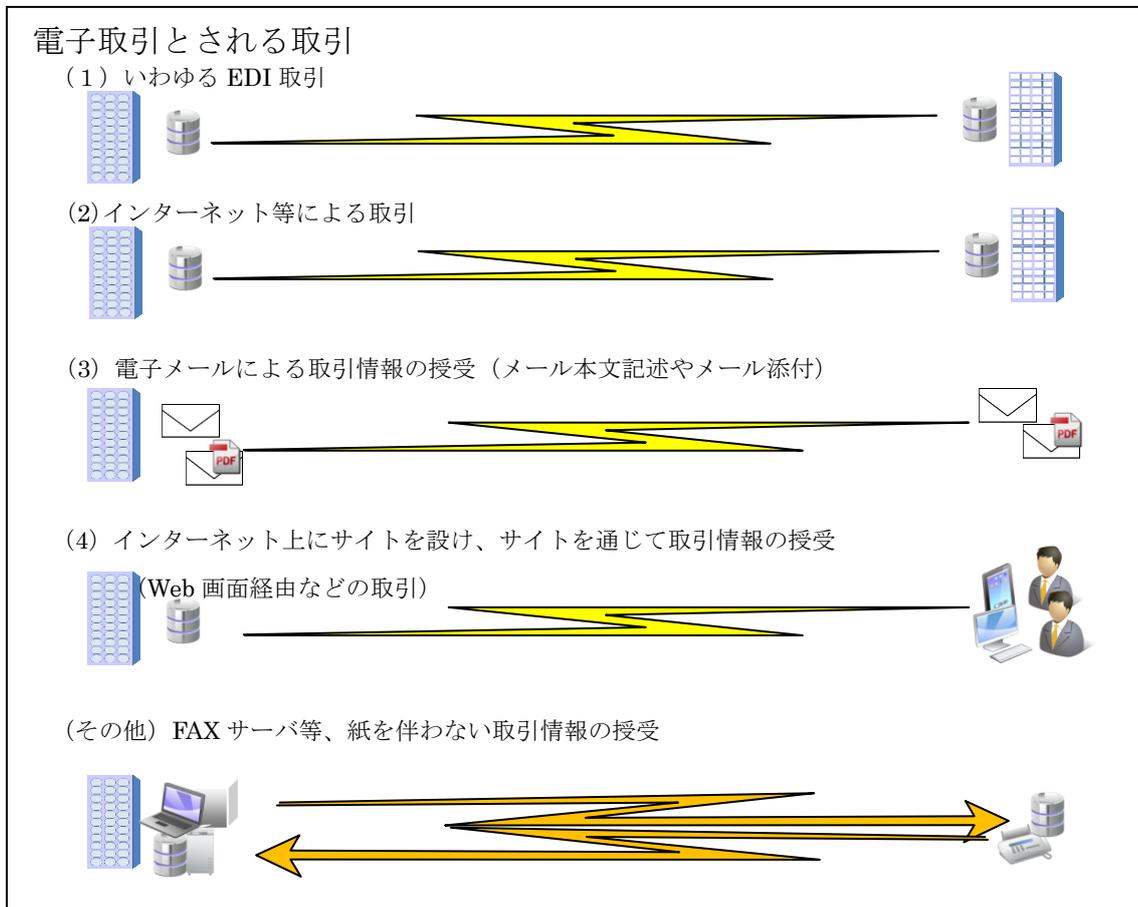


図 3

5. 電帳法第10条（電子取引）の保存要件

電帳法第10条（電子取引）にもとめられる保存要件は、施行規則第8条1項に定められています。以下にその文言と保存要件の対応をまとめ、次に各要件についてその詳細規定を記載します。

施行規則 第8条1項	5-4.
法第十条に規定する保存義務者は、電子取引を行った場合には、 <u>次項又は第三項に定めるところにより同条ただし書の書面又は電子計算機出力マイクロフィルムを保存する場合</u> を除き、当該電子取引の取引情報（法第二条第六号に規定する取引情報をいう。）に係る電磁的記録を、当該取引情報の受領が書面により行われたとした場合又は当該取引情報の送付が書面により行われその写しが作成されたとした場合に、 <u>国税に関する法律の規定により、当該書面を保存すべきこととなる場所に、当該書面を保存すべきこととなる期間</u> 、次の各号に掲げるいずれかの措置を行い、 <u>第三条第一項第四号並びに同条第五項第七号において準用する同条第一項第三号（同号イに係る部分に限る。）及び第五号に掲げる要件</u> に従って保存しなければならない。	5-1.
一、当該取引情報の授受後遅滞なく、当該電磁的記録の記録事項にタイムスタンプを付すとともに、当該電磁的記録の保存を行う者又はその者を直接監督する者に関する情報を確認することができるようにしておくこと。	5-2.
二、当該電磁的記録の記録事項について正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程を定め、当該規程に沿った運用を行い、当該電磁的記録の保存に併せて当該規程の備付けを行うこと。	5-3.

以降5-1から5-3までは前記の施行規則第8条1項の記載の中の枠で囲った5-1から5-3の内容、5-4は（P.16にて）施行規則第8条2項及び3項の内容、5-5では（P.17にて）取扱通達10-1を説明します。



図4

5-1.

5-1 法人税法 施行規則第五十九号等より
保存場所／事業所在地、又は納税地
保存期間／7年間

「当該書面を保存すべきこととなる場所に、当該書面を保存すべきこととなる期間」とはそれぞれ下記のような内容になります。

①当該書面を保存すべきこととなる場所とは、法人事業者の場合には当該電子取引に係る電磁的記録の授受が書面（紙）で行われた場合に保存することとなる場所となります。すなわち、国税関係書類（取引関係書類）が、作成受領された日本国内の事務所または納税地ということになります。（法人税法施行規則 第8条の三の十第1項（連結法人の帳簿書類の整理保存）、第67条第22項（帳簿書類の整理保存等 別表22）、第59条第1項（帳簿書類の整理保存））

なお、保存すべき場所において保存されるサーバと通信回線で接続するなどにより、当該電磁的記録を保存すべき場所に設置されたディスプレイやプリンタに整然とした形式及び明瞭な状態で出力することができればよく、サーバ等を保存すべき場所に設置しなくても良いとされています。（取扱通達4-12）

又、ファイルサーバの設置場所については、「保存すべきこととなる場所」での見読性・検索性などの要件を満たしていれば、たとえ海外であっても問題ありません。（「電子帳簿保存法 Q&A」問108）

②当該書面を保存すべきこととなる期間とは、法人事業者の場合7年間となります。なお、欠損金の繰越控除をする法人は、最長で10年間の保存が必要となります。（法人税法施行規則 第8条の三の十第1項（連結法人の帳簿書類の整理保存）、第67条第22項（帳簿書類の整理保存等 別表22）、第59条第1項（帳簿書類の整理保存）、第26条の3第1項（青色申告書を提出した事業年度の欠損金に係る帳簿書類の保存）、法人税法第57条第1項（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し））

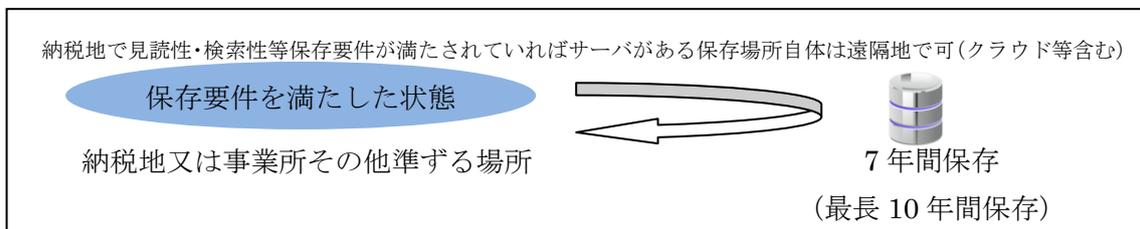


図5

5-2.

5-2 保存要件

関係書類の備付け

見読性の確保

検索機能の確保

施行規則

第三条第一項第三号イ

第三条第一項第四号

第三条第一項第五号

「^①第三条第一項第四号並びに^②同条第五項第七号において準用する同条第一項第三号（同号イに係る部分）に限る^③」及び第五号に掲げる要件に従って保存しなければならない」とはそれぞれ下記のような内容になります

①見読性の確保

施行規則第3条第1項第4号

当該国税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をする場所に当該電磁的記録の電子計算機処理の用に供することができる電子計算機、プログラム、ディスプレイ及びプリンタ並びにこれらの操作説明書を備え付け、当該電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力することができるようにしておくこと

②関係書類の備付け

施行規則第3条第1項第3号 イ

当該国税関係帳簿に係る電子計算機処理システムの概要を記載した書類

③検索機能の確保

施行規則第3条第1項第5号

当該国税関係帳簿に係る電磁的記録の記録事項の検索をすることができる機能（次に掲げる要件を満たすものに限る。）を確保しておくこと。

イ 取引年月日、勘定科目、取引金額その他の国税関係帳簿の種類に応じた主要な記録項目（以下この号において「記録項目」という。）を検索の条件として設定することができること。

ロ 日付又は金額に係る記録項目については、その範囲を指定して条件を設定することができること。

ハ 二以上の任意の記録項目を組み合わせることで条件を設定することができること。

読み替えに係る情報

施行規則第3条第5項第7号

第一項第三号及び第五号の規定は、法第四条第三項の承認を受けている保存義務者の当該承認を受けている国税関係書類に係る電磁的記録の保存について準用する。この場合において、同号イ中「、勘定科目」とあるのは、「その他の日付」と読み替えるものとする。

以上をまとめると、①「見読性の確保」②「システムの概要を記載した書類」③「検索機能の確保」の3要件となります。

システムの概要を記載した書類



見読性の確保



検索機能の確保

1. 主要項目は検索設定出来ること
2. 日付と金額は範囲指定出来ること
3. 2つ以上の項目を組合せて検索出来ること

取引年月日: 2014/01/05~2014/01/31

AND
取引先コード: A
AND
金額: 1,000~5,000

取引年月日	商品コード	単価	数量	金額
2014/01/05	A DEF	150	20	3,000
2014/01/31	A DEF	150	20	3,000

抽出

取引年月日	取引先コード	商品コード	単価	数量	金額
2014/01/05	A	ABC	100	100	10,000
2014/01/05	A	DEF	150	20	3,000
2014/01/05	B	GHI	200	5	1,000
2014/01/05	C	JKL	1,000	10	10,000
2014/01/05	D	MNO	1,200	1	1,200
⋮					
2014/01/30	A	ABC	100	100	10,000
2014/01/31	A	DEF	150	20	3,000
2014/01/31	B	ABC	100	10	1,000
2014/01/31	B	DEF	150	5	750
2014/01/31	B	GHI	200	10	2,000

図 6

5-3.

5-3 保存措置 施行規則第8条第1項第1号第2号
 タイムスタンプ
 or
 正当な理由のない訂正・削除の防止に関する規程の備付け・運用

「一. 当該取引情報の授受後遅滞なく、当該電磁的記録の記録事項にタイムスタンプを付すとともに、当該電磁的記録の保存を行う者又はその者を直接監督する者に関する情報を確認することができるようにしておくこと。

二. 当該電磁的記録の記録事項について正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程を定め、当該規程に沿った運用を行い、当該電磁的記録の保存に併せて当該規程の備付けを行うこと。」

とはそれぞれ下記のような内容になります。

施行規則 第8条第1項第1号、第2号では、真実性の確保のため、電子取引に係る電磁的記録に対してタイムスタンプの付与もしくは正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理規程の備付け及び運用のいずれかの措置を取るよう規定しています。さらに第2号については以下の取扱通達10-2において 訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程に盛り込むべき具体的な項目が示されています。

取扱通達 法第10条

10-2 規則第8条第1項第2号（（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の訂正削除の防止））に規定する「正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程」とは、例えば、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める内容を含む規程がこれに該当する。

(1) 自らの規程のみによって防止する場合

- ①データの訂正削除を原則禁止
- ②業務処理上の都合により、データを訂正又は削除する場合（例えば、取引相手方からの依頼により、入力漏れとなった取引年月日を追記する等）の事務処理手続（訂正削除日、訂正削除理由、訂正削除内容、処理担当者の氏名の記録及び保存）
- ③データ管理責任者及び処理責任者の明確化

(2) 取引相手との契約によって防止する場合

- ①取引相手とデータ訂正等の防止に関する条項を含む契約を行うこと。
- ②事前に上記契約を行うこと。
- ③電子取引の種類を問わないこと。

※ 本解説書巻末（参考情報）に「訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程」のサンプルを例示しています。

施行規則 第8条第1項第1号、第2号及び取扱通達 10-2 の要件をまとめると以下のようになります。

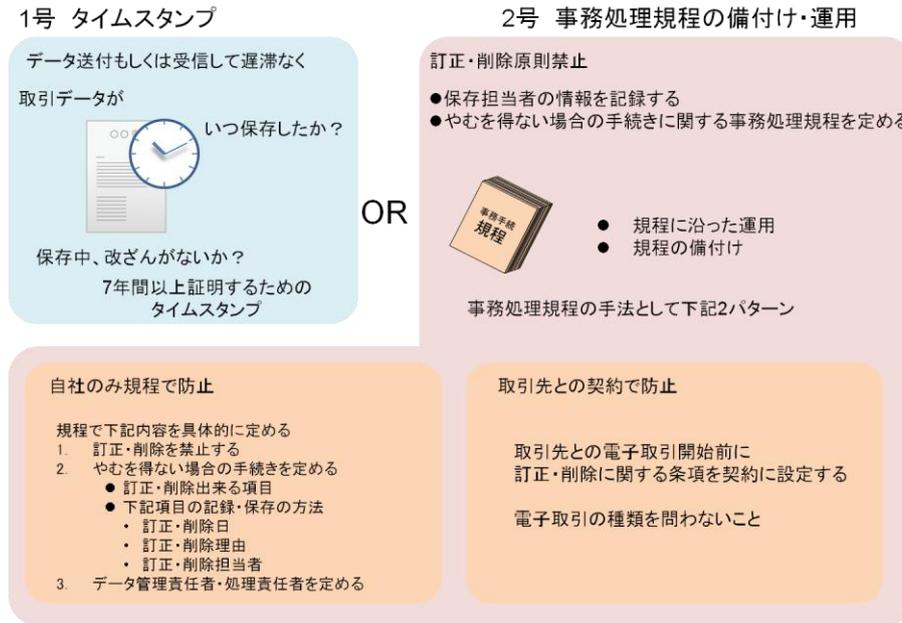
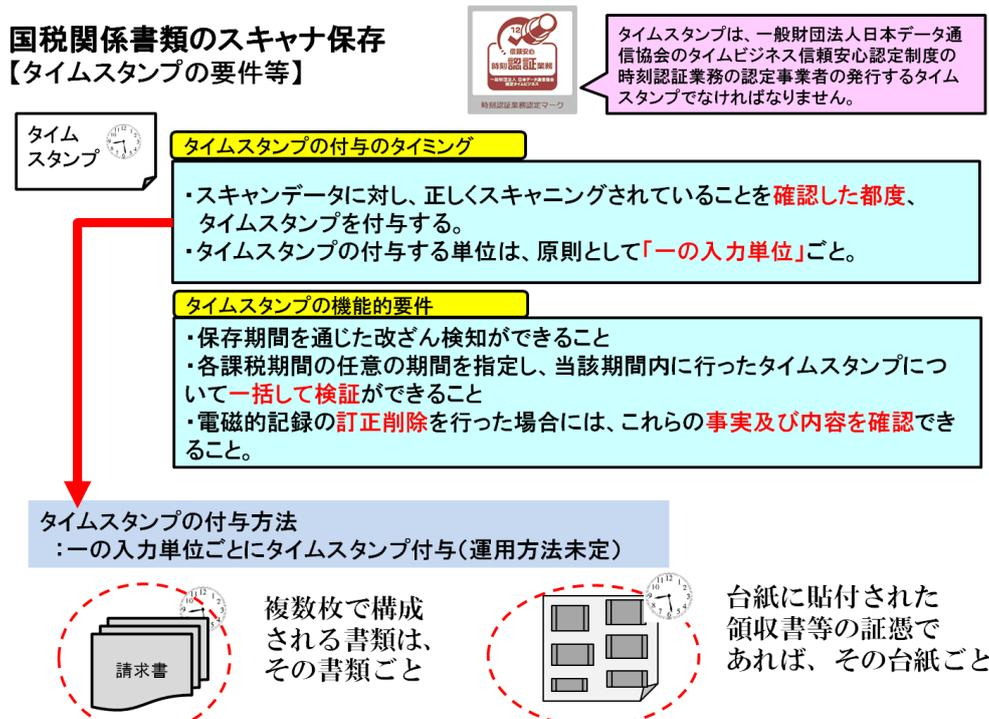


図 7

施行規則 第8条第1項第1号に規定する、タイムスタンプについては、スキャナ保存同様の要件を満たす必要があります。

電子取引のタイムスタンプの要件をまとめると下記ようになります。



出典：袖山喜久造 著「改正電子帳簿保存法 完全ガイド - 平成 28 年度改正対応」税務研究会出版局 118・121 ページから抜粋

図 8

施行規則第3条第5項第2号ロにおいて、タイムスタンプの要件が規定されています。以下のように定められています。

施行規則 第3条第5項第2号

ロ 当該国税関係書類をスキャナで読み取る際に、一の入力単位ごとの電磁的記録の記録事項に一般財団法人日本データ通信協会が認定する業務に係るタイムスタンプ（次に掲げる要件を満たすものに限る。第八条第一項第一号において「タイムスタンプ」という。）を付すこと。

(1) 当該記録事項が変更されていないことについて、当該国税関係書類の保存期間（国税に関する法律の規定により国税関係書類の保存をしなければならないこととされている期間をいう。）を通じ、当該業務を行う者に対して確認する方法その他の方法により確認することができること。

(2) 課税期間（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二条第九号（定義）に規定する課税期間をいう。）中の任意の期間を指定し、当該期間内に付したタイムスタンプについて、一括して検証することができること。

更に取扱通達 4-22 から 4-24 ではスキャナ保存する際のタイムスタンプの付与方法について以下のよう
に具体的に定められています。

以下は参考

取扱通達 法第 4 条

(タイムスタンプと電磁的記録の関連性の確保)

4-25 規則第 3 条第 5 項第 2 号ロ ((タイムスタンプ)) に規定する「タイムスタンプ」は、当該タイム
スタンプを付した国税関係書類に係る電磁的記録の記録事項の訂正又は削除を行った場合には、当該タ
イムスタンプを検証することによってこれらの事実を確認することができるものでなければならない
ことに留意する。

(タイムスタンプの有効性を保持するその他の方法の例示)

4-26 規則第 3 条第 5 項第 2 号ロ(1) ((タイムスタンプ)) に規定する「その他の方法」とは、国税関
係書類に係る電磁的記録に付したタイムスタンプが当該タイムスタンプを付した時と同じ状態にある
ことを当該国税関係書類の保存期間を通じて確認できる措置をいう。

(認定業務)

4-27 規則第 3 条第 5 項第 2 号ハ ((タイムスタンプ)) に規定する「一般財団法人日本データ通信協
会が認定する業務」とは、当該財団法人が認定する時刻認証業務をいう。

これらを電子取引の場合に限定し、要約すると下記のような内容になります。

タイムスタンプ

日本データ通信協会の時刻認証業務
認定事業者が発行するタイムスタンプ



- 取引情報授受後、遅滞なく付与
- 記録事項が変更されていない事を7年以上確認できる
- 任意の期間でタイムスタンプの一括検証が可能
- データ訂正・削除した場合、タイムスタンプの検証で訂正・削除を確認できる

図 9

5-4.

5-4 施行規則第八条第二項及び第二項
書面・COMIに取引情報を保存

電子取引を書面もしくはCOMに電子取引の記録を出力した場合について、施行規則 第8条の2項と3項で下記のように定めています。

施行規則 第8条

2項 法第十条ただし書の規定により同条ただし書の書面の保存をする保存義務者は、当該書面を、前項に規定する場所に、同項に規定する期間、整理して保存しなければならない。

この場合においては、当該書面は、整然とした形式及び明りょうな状態で出力しなければならない。

3項 法第十条ただし書の規定により同条ただし書の電子計算機出力マイクロフィルムの保存をする保存義務者は、当該電子計算機出力マイクロフィルムを、第一項に規定する場所に、同項に規定する期間、第四条第二項において準用する同条第一項第一号（同号ロに係る部分に限る。）から第四号までに掲げる要件に従って保存しなければならない。

5-5.

5-5

保存方法

取扱通達法第十条

取引情報の保存要件の詳細として、取扱通達 第4章で、「法第10条（（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）関係）」として、「10-1 電磁的記録等により保存すべき取引情報」について具体的に定めています。

取扱通達 法第10条

10-1 法第10条（（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存））の規定の適用に当たっては、次の点に留意する。

- (1) 電子取引の取引情報に係る電磁的記録は、ディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明りょうな状態で出力されることを要するのであるから、暗号化されたものではなく、受信情報にあつてはトランスレータによる変換後、送信情報にあつては変換前のもの等により保存することを要する。
- (2) 取引情報の授受の過程で発生する訂正又は加除の情報を個々に保存することなく、確定情報のみを保存することとしている場合には、これを認める。
- (3) 取引情報に係る電磁的記録は、あらかじめ授受されている単価等のマスター情報を含んで出力されることを要する。
- (4) 見積りから決済までの取引情報を、取引先、商品単位で一連のものに組み替える、又はそれらの取引情報の重複を排除するなど、合理的な方法により編集（取引情報の内容を変更することを除く。）をしたものを保存することとしている場合には、これを認める。

(注)いわゆる EDI 取引において、電磁的記録により保存すべき取引情報は、一般に「メッセージ」と称される見積書、注文書、納品書及び支払通知書等の書類に相当する単位ごとに、一般に「データ項目」と称される注文番号、注文年月日、注文総額、品名、数量、単価及び金額等の各書類の記載項目に相当する項目となることに留意する。

これらを電子取引の場合に限定し、要約すると下記のような内容になります。

保存方法

- ・ 暗号化されたデータでなく、受信情報ではトランスレータによる変換後、送信情報では変換前のデータを保存
- ・ 確定情報*のみでもよい（訂正加除情報は保存しなくてもよい）
- ・ 単価等のマスター情報を含んで出力
- ・ 取引先ごと、商品ごとなどに表示するよう編集された情報を保存してもよい

※見積り情報は確定情報の他に、取引経過中の情報も保存が必要

図 10

これらの具体的な例は下記のようにになります。

● 送信前のデータか受信後トランスレータで処理されたシステムで読み取り可能なデータを保存
 ● 送付もしくは受信したデータが、暗号化されている場合保存するデータは復号化された物

暗号化 → 復号化済み

事前に取り決めた単価などのマスタ情報は補完された状態で表示できるようにする事

取引年月日	商品コード	数量	金額
2014/01/05	ABC	100	10,000
2014/01/05	DEF	20	3,000
2014/01/05	GHI	5	1,000
2014/01/05	JKL	10	10,000
2014/01/05	MNO	1	1,200

取引年月日	商品コード	数量	金額
2014/01/05	ABC	100	10,000
2014/01/05	DEF	20	3,000
2014/01/05	GHI	5	1,000
2014/01/05	JKL	10	10,000
2014/01/05	MNO	1	1,200

商品コード	商品名	単価
ABC	XX消しゴム	100
DEF	Yペン	150
GHI	Zノート	200
JKL	Vケース	1,000
MNO	W定規	1,200

取引年月日	商品コード	商品名	単価	数量	金額
2014/01/05	ABC	XX消しゴム	100	100	10,000
2014/01/05	DEF	Yペン	150	20	3,000
2014/01/05	GHI	Zノート	200	5	1,000
2014/01/05	JKL	Vケース	1,000	10	10,000
2014/01/05	MNO	W定規	1,200	1	1,200

取引先ごとや商品ごとなど、合理的な理由により並べ替えた物でも可

取引年月	取引先コード	得意先名	商品コード	商品名	単価	数量	金額
2014/01/06	A	あああ商事	ABC	XX消しゴム	100	100	10,000
2014/01/06	A	あああ商事	DEF	Yペン	150	20	3,000
2014/01/06	B	いいい商会	GHI	Zノート	200	5	1,000
2014/01/06	C	株式会社う	JKL	Vケース	1,000	10	10,000
2014/01/06	D	えええ商事	MNO	W定規	1,200	1	1,200
2014/01/07	A	あああ商事	DEF	Yペン	150	20	3,000
2014/01/08	B	いいい商会	DEF	Yペン	150	20	3,000
2014/01/08	C	株式会社う	DEF	Yペン	150	20	3,000
2014/01/09	D	えええ商事	DEF	Yペン	150	20	3,000
2014/01/10	A	あああ商事	DEF	Yペン	150	20	3,000
2014/01/14	A	あああ商事	DEF	Yペン	150	20	3,000
2014/01/27	B	いいい商会	DEF	Yペン	150	20	3,000
2014/01/27	C	株式会社う	GHI	Zノート	200	5	1,000
2014/01/31	B	いいい商会	GHI	Zノート	200	5	1,000
2014/01/31	C	株式会社う	GHI	Zノート	200	5	1,000
2014/01/31	B	いいい商会	GHI	Zノート	200	5	1,000
2014/01/31	B	いいい商会	GHI	Zノート	200	5	1,000
2014/01/31	B	いいい商会	GHI	Zノート	200	5	1,000
2014/01/06	C	株式会社う	JKL	Vケース	1,000	10	10,000
2014/01/08	C	株式会社う	JKL	Vケース	1,000	10	10,000
2014/01/27	C	株式会社う	JKL	Vケース	1,000	10	10,000
2014/01/31	C	株式会社う	JKL	Vケース	1,000	10	10,000
2014/01/06	D	えええ商事	MNO	W定規	1,200	1	1,200
2014/01/09	D	えええ商事	MNO	W定規	1,200	1	1,200

図 11

6. 参考情報

① 参考文献

JIIMA アドバイザー：袖山喜久造（2016）『改正電子帳簿保存法 完全ガイド - 平成 28 年度改正対応』（税務研究会出版局）

② 関連法令情報

国税庁ホームページ 電子帳簿保存法関係法令集

<https://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/joho-zeikaishaku/dennshichobo/jirei/03.htm>

③ 電子帳簿保存法 Q&A（電子取引関連）

問 104)

電子取引の相手先である送信者のタイムスタンプを付与した電子取引データが送られてきた場合、受信側において何を行う必要がありますか。

回答)

受信側においてタイムスタンプを付すとともに、当該取引データの保存を行う者又はその者を直接監督する者に関する情報を確認することができるようにしておく必要があります。

解説)

電子取引データの保存要件であるタイムスタンプについては、規則第 8 条第 1 項第 1 号において、取引データの授受後遅滞なく…タイムスタンプを付すとともに、当該取引データの保存を行う者又はその者を直接監督する者に関する情報を確認することができるようにしておくことと規定されていることから、タイムスタンプが付与された電子取引データが送信されてきたとしても、受信側において取引データの授受後にタイムスタンプを付すとともに、当該取引データの保存を行う者又はその者を直接監督する者に関する情報を確認することができるようにしておくこととなります。

しかし、規則第 8 条第 1 項第 2 号に規定する「正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程」を定めている場合には、受信側において規則第 8 条第 1 項第 1 号に規定する措置を行う必要はありません。

問 105)

法第 10 条（取引情報に係る電磁的記録の保存）により義務付けられている、電子取引のデータの保存について、当該電子データをそのまま保存する方法と電子データを出力した書面を保存する方法との混在は認められますか。

回答)

規則性及び継続性なく保存方法が混在することは認められません。

解説)

法第 10 条に規定する電子取引の取引データの保存方法については、①電子データをそのまま保存する方法、②電子データを出力した書面を保存する方法及び③電子データを COM に出力して保存する方法との 3 通りの方法があり、これらの方法は保存義務者の任意により自由に選択することが可能となっています。

しかしながら、規則第8条第1項においては、「…国税に関する法律の規定により、当該書面を保存すべきこととなる場所に、当該書面を保存すべきこととなる期間…」と規定されており、所得税法及び法人税法において、書類は整理して保存しなければならないことと規定されていることから、原則としてこれら3通りの方法を混在して保存することは認められません。

ただし、支店や事業所ごと、取引の相手先ごとなど、スキャナ保存の場合の申請可能な単位のように、明確に区分整理が可能となる単位で同一の保存方法を行っている場合には、3通り又は2通りの方法に区分して保存することは差し支えありません。

また、すべての電子取引について取引データをそのまま保存する方法を行っている保存義務者が、ある一定の時期から書面に出力して保存する方法等に変更し、その後においては、変更後の方法により保存しているなど、継続した方法によっている場合には、同一課税期間内に複数の保存方法が採用されていても差し支えありません。

問 108)

サーバを海外に置くことは認められますか。

回答)

規則第3条第1項第4号に規定する備付け及び保存をする場所若しくは同条第5項第4号に規定する保存をする場所（以下「保存場所」といいます。）に備え付けられている電子計算機とサーバとが通信回線で接続されているなどにより、保存場所において電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、規則第3条第1項第4号に規定する状態若しくは同条第5項第4号イからニまでに規定する状態で速やかに出力することができるときは、サーバが海外にあっても、当該電磁的記録は保存場所に保存等がされているものとして取り扱われます。

解説)

近年、コンピュータのネットワーク化が進展する中、通信回線のデータ送信の高速化も進み、コンピュータ間でデータの送受信が瞬時にできる状況となっていますが、電子帳簿保存法創設の趣旨（法第1条）を踏まえ、保存場所に備え付けられている電子計算機と国税関係帳簿書類の作成に使用する電子計算機とが通信回線で接続されていることなどにより、保存場所において電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、それぞれの要件にしたがって、速やかに出力することができるときは、当該電磁的記録は保存場所に保存等がされているものとして取り扱われます（取通4-12）。

そして、現在、企業が会計処理をはじめとする業務処理を外部委託する場合には、受託企業の大半が国内外の複数の場所にあるコンピュータをネットワーク化してデータ処理し、国内外のサーバにデータを保存している状況となっていますが、前述の点を踏まえれば、仮に電磁的記録が海外にあるサーバに保存されている場合（保存要件を満たしている場合に限りです。）であっても、納税地にある電子計算機において電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明りょうな状態で、かつ、スキャン文書の場合は、さらに拡大又は縮小及び4ポイントの文字が認識することができる状態で速やかに出力することができる等、紙ベースの帳簿書類が納税地に保存されているとの同様の状態にあれば、納税地に保存等がされているものとして取り扱われます。

なお、バックアップデータの保存については、法令上の要件とはなっていませんが、通信回線のトラブル等による出力障害を回避するという観点からバックアップデータを保存することが望まれます。

④ 「訂正及び削除の防止」に関する事務処理規程（例）

- (1) 電子帳簿保存法 施行規則 第8条第1項第2号（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の訂正削除の防止）に規定されている「正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理規程」について、「自らの規程のみによって防止する場合」（例1）および「取引相手との契約によって防止する場合」（例2）の例を以下に示します。

（例1）

【電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程】

第1条（取引データの保存）

取引相手から受領した取引関係情報及び取引相手に提供した取引関係情報のうち、第2条に定めるデータについては、保存サーバ内に〇〇年間保存する。

第2条（対象となるデータ）

保存する取引関係情報は以下の通りとする。

- ①見積依頼情報
- ②見積回答情報
- ③確定注文情報
- ④注文請け情報
- ⑤納品情報
- ⑥支払情報

第3条（管理・取扱責任者）

保存する取引関係情報の管理責任者及び処理責任者は以下の通りとする。

管理責任者：〇〇部△△課 課長 XXXX

処理責任者：〇〇部△△課 係長 XXXX

第4条（訂正削除の原則禁止）

保存する取引関係情報の内容について、訂正及び削除をすることは原則禁止とする。

第5条（訂正削除を行う場合）

業務処理上やむを得ない理由によって保存する取引関係情報を訂正または削除する場合は、「取引情報訂正・削除申請書」に以下の内容を記載の上、管理責任者へ提出すること。

- ①申請日 ②取引伝票番号 ③取引件名 ④取引先名 ⑤訂正・削除日付け ⑥訂正削除内容
- ⑦訂正・削除理由 ⑧処理担当者名

管理責任者によって承認された場合のみ、処理責任者によって取引関係情報の訂正及び削除を行うことができる。

(例2)

【電子契約サービスへの登録データの訂正及び削除について】

A社及びB社は、本サービスの利用にあたり、電子帳簿保存法等の定めに従い、登録データの訂正及び削除の防止に関する規程を以下のように定め、遵守する必要があります。

- (1) A社及びB社は、本サービスに一旦登録した電子文書について、訂正及び削除を行わないものとします。
- (2) A社及びB社は、前条の定めにかかわらず、自らが登録した電子文書に限り、正当な理由がある場合は、下記(ア)から(ウ)の規程にしたがい、電子文書の訂正又は削除を行うことができます。

(ア) 訂正・削除の申し込み

訂正・削除を申し込む者は、訂正・削除を求める電子文書を指定し、訂正・削除日、訂正・削除理由、訂正・削除内容を相手方に申し出ます。

(イ) 訂正・削除の了承

訂正・削除の申し込みを受けたものは、訂正・削除に正当な理由があると判断した場合にこの申し込みを了承することができます。

(ウ) 訂正・削除の実行

訂正・削除の申し込みをした者は、訂正・削除を実行します。ただし、このとき、訂正・削除日、訂正・削除理由、訂正内容などの情報をシステムに入力し保存します。

※ 本例示は本解説書作成のために JIIMA が独自作成した私案であり、国税当局の確認を得たものではありません。規程の作成に関する適法性の確認については自己責任でお願いします。

⑤ 電帳法第 10 条 要件確保対応表

(○:必須/△:推奨)	EDI 取引	メール	電子契約
関係書類の備付の内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ システム概要書 △ 操作説明書 △ 利用に関する規程 	<ul style="list-style-type: none"> ○ メールシステムに関するシステム概要書 △ メール運用規程 	<ul style="list-style-type: none"> ○ システム概要書 △ 操作説明書 △ 利用に関する規程
	<p>施行規則第 8 条第 1 項第 2 号（措置二の場合） 当該電磁的記録の記録事項について正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程を定め、当該規程に沿った運用を行い、当該電磁的記録の保存に併せて当該規程の備付けを行うこと。</p>		
見読性の確保の方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ ディスプレイ ○ プリンタ <p>若しくは書面</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ ディスプレイ ○ プリンタ <p>若しくは書面</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ ディスプレイ ○ プリンタ <p>若しくは書面</p>
	<p>施行規則第 3 条第 1 項 4 号 当該国税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をする場所に当該電磁的記録の電子計算機処理の用に供することができる電子計算機、プログラム、ディスプレイ及びプリンタ並びにこれらの操作説明書を備え付け、当該電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明りょうな状態で、速やかに出力することができるようにしておくこと</p>		
検索機能の確保の方法	<p>受発注年月日（範囲指定） 受発注金額（範囲指定） 取引相手先 その他主要な記載項目</p> <p>日付け、金額については課税期間中、範囲指定して検索ができること その他の項目は 2 つ以上の項目で組み合わせて検索ができること</p>	<p>受信年月日・送信年月日（並べ替え） 受信者・送信者 件名・本文（△）・添付書類（△）</p>	<p>各登録書類ごとに 日付け・金額（範囲指定） 各書類の主要な記載項目</p> <p>日付け、金額については課税期間中、範囲指定して検索ができること その他の項目は 2 つ以上の項目で組み合わせて検索ができること</p>

法務委員会 e - 文書推進ワーキンググループ (順不同)

改訂メンバー

委 員	坂 田 拓 也	キャノンマーケティングジャパン株式会社
委 員	中 田 秀 明	アルファテックス株式会社
委 員	永 嶋 宏 慶	株式会社ムサシ

監 修

法務委員会委員長	甲斐荘 博司	株式会社ジェイ・アイ・エム
WGリーダー	益 田 康 夫	アンテナハウス株式会社
委 員	夏 目 宏 子	ナカシャクリエイテブ株式会社
委 員	石 井 裕 之	J F E システムズ株式会社
委 員	後 藤 敬	アマノビジネスソリューションズ株式会社
委 員	西 山 晃	セコムトラストシステムズ株式会社
委 員	佐 藤 雅 史	セコムト株式会社
委 員	長 縄 数 行	アンテナハウス株式会社
委 員	齋 木 康 二	新日鉄住金ソリューションズ株式会社
担 当 理 事	石 田 敏	株式会社 P F U
理 事 代 理	沖 野 重 幸	株式会社 P F U
事 務 局	伝法谷ひふみ	日本文書情報マネジメント協会

発行人：公益社団法人日本文書情報マネジメント協会

〒101-0032 東京都千代田区岩本町2-1-3 和光ビル7 階

TEL: 03-5821-7351

FAX: 03-5821-7354

<http://www.jiima.or.jp/>

本書の内容の一部または全部を無断で複写、複製（コピー）することは、法律で認められた場合を除き、当協会および出版社の権利の侵害となりますので、あらかじめ当協会の許諾を得てください。